

海外療養費制度【歯科】

1. 海外療養費とは

海外旅行、赴任中に病気やケガでやむを得ず現地の医療機関で診療を受けた場合、申請により一部医療費の払い戻しを受けることができます。

支給対象となるのは、日本国内で診療を受けた場合に健康保険の適用が受けられる治療等に限られ、はじめから治療目的で海外へ渡航した場合は支給対象外となります。

2. 支給金額

日本国内の医療機関等で、同じ傷病を治療した場合にかかる治療費を基準に計算した額（実際に海外で支払った額の方が低いときはその額）から自己負担相当額（患者負担分）を差し引いた額を支給します。

※なお、外貨で支払われた医療費については、支給決定を行う日の外国為替換算率により円に換算し、支給を決定します。

3. 申請手続

申請は、被保険者(含む被扶養者)が帰国した際、または被保険者(含む被扶養者)が渡航中であれば日本にいるご家族もしくは事業主を経由して行ってください。

申請に必要な書類は以下のとおりです。

- ①療養費支給申請書
- ②歯科診療内容明細書（担当の医師が証明したもの）
- ③領収明細書（様式B：担当の医師または医療機関の事務長が証明したもの）
- ④領収明細書の日本語訳文（③の裏面）
- ⑤領収書の原本

日本語訳文には必ず翻訳者の住所、氏名を記入し、署名または押印が必要です。翻訳者は本人でもかまいません。なお申請は、入院や通院が長い場合には各月毎、入院・外来毎に必要です。

なお、①～④の用紙は健保組合にありますので、海外に行かれる方は、念のため一部お持ちいただいくとよいかもしれません。

4. 注意点

支給はあくまで日本国内の保険診療を対象としていますので、国内の基準で保険診療にならないものは対象外となります。たとえば、国内の保険診療として認められていない高度な医療を海外で受けた場合や、治療を目的とした海外渡航時の医療費については、海外療養費は支給されません。

また、健保組合からは直接海外送金はできません。被保険者（含む被扶養者）が渡航中ならば日本にいるご家族か事業主に受け取っていただきます。

なお、申請は医療機関へ費用を支払った日の翌日から数えて2年を経過すると無効になります。

5. 問い合わせ・申請先

健保組合 療養費担当 (内線：81-2755, 2756)

住所 愛知県刈谷市一里山町金山100番地

TEL 0566-36-3927

FAX 0566-36-6288